

# 第 106 期 定時株主総会

# 招集ご通知

平 午

平成28年6月24日(金曜日) 午前10時



広島県府中市元町77番地の1 当社本店事務所4階ホール

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役9名選任の件

第5号議案 監査役3名選任の件

# 議決権行使期限

平成28年 6 月23日 (木曜日) 午後 4 時50分まで

株式会社 北川鉄工所

証券コード:6317

# 目次

| 1 | 第106期 定時株主総会招集ご通知

# 添付書類

- 2 事業報告
- 23 連結計算書類
- 26 計算書類
- 31 監査報告書
- 35 株主総会参考書類

次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

□ 当社ホームページ http://www.kiw.co.jp/

# 株主各位

広島県府中市元町77番地の1株式会社 北川鉄工所 代表取締役社長 北川 祐 治

# 第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月23日(木曜日)午後4時50分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

請

- 1. **日 時** 平成28年6月24日(金曜日)午前10時
- 2. 場所広島県府中市元町77番地の1<br/>当社本店事務所4階ホール
- 3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第106期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の 内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件
- 2. 第106期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類の 内容報告の件

# 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役9名選任の件

第5号議案 監査役3名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 後記の事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、 当社ホームページ(http://www.kiw.co.jp/)にて修正後の内容をご案内いたします。

# 事 業 報 告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

# I 企業集団の現況に関する事項

#### 1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(平成27年4月1日~平成28年3月31日)におけるわが国の経済は、期間後半にかけて中国や新興国経済の減速、資源価格の下落、地政学的なリスクの高まり、株価や為替といった金融市場の動向の不安定などがみられ、全体としては、経済政策及び金融政策などを背景に企業の業績改善、設備投資や雇用の改善でみられた緩やかな回復基調にかげりがでてまいりました。世界経済は、米国経済は堅調に推移したものの、米国の政策金利見通しの見直し、中国、新興国経済の減速など、わが国の景気が下押しされるリスクや金融資本市場の変動の影響に留意する必要もあり、先行きの不透明感が払拭できない状況で推移しております。

当社の関連業界におきましては、自動車、農業機械、土木建設関連などが堅調に推移したものの、下半期はIT関連等の海外向けの設備投資が減少しております。

このような状況の中、当社グループでは自走式立体駐車場の大型物件の新設が減少したものの、自動車関連部品、工作機器、土木建設関連製品などが堅調に推移したこともあり、売上は前期に比べ横ばいとなりました。また、品質の向上、生産効率の向上に継続して取り組み、メキシコをはじめ海外生産拠点の収益改善や事業を軌道に乗せることに注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高はグループ全体で、52,732百万円(前期比 0.2%減)、営業利益は 4,899百万円(前期比 34.0%増)となりました。一方、前期の経常利益では、為替差益を 1,486百万円計上しておりましたが、当連結会計年度では為替差損が 1,156百万円発生したことにより、経常利益は 3,948百万円(前期比 24.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は 2,633百万円(前期比 14.0%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

# [金属素形材事業]

平成27年(平成27年1月~12月)の世界新車販売台数は前年比 2.0%増の 8,900万台超となりました。中国市場は小型乗用車向けの減税措置が導入された効果もあり、前年比 5.3%増で 2,490万台に達し7年連続で世界トップを保持しました。米国市場は前年比 5.8%増の 1,744万台で過去最高となり、西欧市場は前年比 9.0%増の 1,481万台となりました。また、日本市場は一般社団法人日本自動車工業会の発表によりますと、平成27年度(平成27年4月~平成28年3月)の国内自動車生産台数は、918万台(前期比 4.2%減)となり、昨年4月の軽自動車税増税の反動により減少したと考えられております。

当事業におきましては、中核である自動車ミッション部品は海外向けを中心に堅調に推移しておりますが、国内生産の不透明感は続いております。建設・農業機械部品は、国・地域や馬力レンジによる排ガス規制前の駆け込み生産で上半期は好調に推移した反動が、下半期に一部の部品にでてまいりました。

このような状況の中、既存顧客のグローバル展開への対応を含めたインシェアの拡大と当社の強みを活かした新規アイテムの受注活動に努めてまいりました。また、受注変動に対応した生産体制の変更や不良率、歩留まりの改善による生産効率の改善や調達コストの削減に努めてまいりました。メキシコ子会社では、生産性を高め収益面でも順調に推移しております。一方、タイ子会社はタイの景気低迷の影響もあり低操業が続いておりますが、国内仕事量とのバランスを取りながら収益確保の体制作りに努めてまいりました。また、タイ子会社鋳造2次ラインの新設稼動に合わせ、受注活動を強化しています。

その結果、当事業の売上高は 24,486百万円 (前期比 0.2%増)、セグメント利益 (営業利益) は 2,199百万円 (前期比 85.1%増) となりました。

# [工作機器事業]

一般社団法人日本工作機械工業会の発表によりますと、平成27年度(平成27年4月~平成28年3月)の工作機械受注額は、1兆3,989億円(前期比 11.4%減)となり、3年ぶりに前年より減少しましたが、過去4番目の高水準となりました。内需は設備投資を後押しする政府補助金の政策効果もあり、5,792億円(前期比 9.9%増)と堅調に推移し、3年連続の増加となりましたが、外需は中国や新興国の減速の影響により、8,196億円(前期比 22.1%減)となりました。

当事業におきましては、平成27年度期初から上半期にかけて国内、海外ともに好調な受注を続けておりましたが、下半期に入り国内では工作機械メーカーからの受注はやや減少し、海外では、IT関連や欧米からの受注が減少しました。

このような状況の中、前期に引き続き「Customized by kitagawa」をテーマに、お客様の要望に応じた顧客個別商品(カスタマイズ商品)に積極的に取り組み、受注を伸ばすことができました。また、引合い、受注から納入までのプロセス改善を目指したソフトVEを実施し、業務の効率化を進め、安定した生産販売が行える体制を構築し、収益性の向上に努めてまいりました。

その結果、当事業の売上高は 11,664百万円 (前期比 0.5%増)、セグメント利益 (営業利益) は 2.657百万円 (前期比 2.9%増) となりました。

#### [産業機械事業]

国内の建設関連業界は、民間、公共ともに好調に推移してまいりました。都市圏におけるマンションやオリンピック向け開発事業、老朽インフラの改修や防災対策への公共事業が堅調に推移してまいりました。一方では技能者不足などにより工期遅れが継続しておりますが、昨年度に比べると落ち着きを見せてきております。

このような状況の中、コンクリートプラント及び関連設備では、改造工事及び全体設備 更新工事が増加しました。荷役機械関連では、小型クレーン設備の更新と首都圏への大型 クレーンの売上が増加しております。環境関連機器では、下半期にかけて伸び悩んでいた バイオマス関連や造粒ミキサの売上が増加しております。特機関連では、政府による補助 金政策が後押しとなり、ライトマシニングが堅調に推移しました。自走式立体駐車場で は、遊興施設の新規出店による駐車場の受注は大幅に伸びておりますが、前期比で大型物 件の減少により売上は減少しました。また、生産性改善の取り組みとして、調達コストの 削減、生産効率の改善を推進し、収益性の向上に努めてまいりました。

その結果、当事業の売上高は 16,581百万円 (前期比 1.4%減)、セグメント利益 (営業利益) は 2,568百万円 (前期比 8.8%増) となりました。

# 2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、主として、金属素形材事業の受注品の増加に伴い、 KITAGAWA(THAILAND)CO.,LTD. (在外子会社) の銑鉄鋳物製造、加工設備及び甲山 工場の銑鉄鋳物加工設備を増設しております。

工作機器事業においては、NC円テーブル製造設備を中心に工作機器製造設備を増設しております。

当連結会計年度の設備投資総額は、3.410百万円であります。

# 3 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特別な資金調達はありません。

- 4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- 5 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- 6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- 7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況該当事項はありません。

# 8 対処すべき課題

当社は、2018年に創業100周年を迎えます。この100年という歴史に学び、次の100年を どういった姿でスタートするのか、常に時代にあわせて挑戦を続けていくための中長期の取 り組みを検討してまいります。

当社グループの直面する重点課題として、「海外事業の基盤確立」、「働き方改革による生産性向上」、「開発体制の強化」、「人材開発、人材育成の推進」ととらえ、引き続き経営基盤の強化に取り組んでまいります。

特に、海外事業においては、メキシコ、タイ、中国にある海外子会社の事業基盤の確立に グループを挙げて取り組んでまいります。また、安全、品質上において、基本的なルールを 遵守、徹底することをグループ全体の取り組みとして定着させ、経営品質を高めるよう取り 組んでまいります。

# 9 財産および損益の状況の推移

# (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区	分	期別	第103期 (平成25年3月期)	第104期 (平成26年3月期)	第105期 (平成27年3月期)	第106期(当連結会計年度) (平成28年3月期)
売	上	高(百万円)	40,468	44,418	52,848	52,732
営	業利	益(百万円)	988	1,612	3,655	4,899
経	常 利	益(百万円)	2,443	2,164	5,236	3,948
親名		三に帰属する   益 (百万円)	1,507	1,434	3,062	2,633
1 当	株 期 純	当 た り 利 益(円)	15.75	14.99	32.03	27.52
総	資	産(百万円)	52,957	59,835	69,177	65,494
純	資	産(百万円)	23,217	24,815	29,356	30,476

<sup>(</sup>注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計 年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

# (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区	分	_	期別	第103期 (平成25年3月期)	第104期 (平成26年3月期)	第105期 (平成27年3月期)	第106期(当期) (平成28年3月期)
売	上	高	(百万円)	36,997	39,585	46,464	46,159
営	業利	益	(百万円)	1,113	1,533	3,442	3,912
経	常 利	益	(百万円)	2,717	2,590	5,590	3,660
当	期純利	益	(百万円)	1,781	1,574	3,351	2,254
1 当	株 期 純	当 利	た	18.62	16.46	35.05	23.56
総	資	産	(百万円)	51,112	56,281	65,015	61,866
純	資	産	(百万円)	22,116	23,730	27,417	28,900

<sup>(</sup>注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

# 10 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
北川冷機株式会社	70百万円	100.00%	鋳鉄製品等の加工
株式会社北川製作所	40百万円	77.50%	工作機器等の加工
株式会社吉舎鉄工所	30百万円	50.00%	鋳鉄製品の製造
KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.	2,010百万バーツ	100.00%	鋳鉄製品の製造加工および販売
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.	343百万ペソ	75.00%	鋳鉄製品の製造加工および販売
北川(瀋陽)工業機械製造有限公司	5,500千米ドル	100.00%	工作機器の製造および販売
上海北川鉄社貿易有限公司	20百万円	100.00%	工作機器の販売

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
  - KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.は、2016年2月から2016年3月にわたって、750百万バーツの増資を行い、資本金は2,010百万バーツとなりました。

# 11 主要な事業セグメント

次に掲げた商品の製造販売を主な事業といたしております。

金属素形材事業……生型機械鋳造、ロストワックス精密鋳造、消失模型鋳造及び金属粉 末射出成型焼結の製法により製造する自動車部品、各種機械部品

工作機器事業……旋盤用チャック、油圧回転シリンダ

NC円テーブル、パワーバイス 産業機械事業……コンクリートプラント、コンクリートミキサ

建築用ジブクレーン

環境関連設備、リサイクルプラント

自走式立体駐車場

ウォーターカッター、ライトマシニング

#### 12 主要拠点等

当 社 本 社 広島県府中市元町77番地の1

国内生産拠点 当社工場(広島県、埼玉県、和歌山県)、北川冷機㈱(広島県)、㈱北川製

作所 (広島県)、㈱吉舎鉄工所 (広島県)

国内販売拠点 当社支店(広島県、宮城県、東京都、埼玉県、愛知県、大阪府、福岡県)

海外生産拠点 KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. (タイ)

北川 (瀋陽) 工業機械製造有限公司 (中国)

KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V. (メキシコ)

海外販売拠点 KITAGAWA EUROPE LTD. (英国)

KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. (タイ)

KITAGAWA-NORTHTECH INC. (米国)

上海北川鉄社貿易有限公司(中国)

# 13 使用人の状況

#### (1) 企業集団の状況

使用人の数	前連結会計年度末比増減
2,415 名	101 名

#### (2) 当社の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数		
1,257 名	47 名	43.0歳	16.6 年		

# 14 主要な借入先

		借	î	入	先				借入額
株	式	会	社		広 島		銀	行	9,907 百万円
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	3,423
株	式 会	社 三	菱	東	京 U	F J	銀	行	960
み	ずほ	信	託	銀	行 株	式	会	社	810

# Ⅱ 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数 普通株式 308,000,000株

2 発行済株式の総数 普通株式 96,508,030株(自己株式 755,785株を含む)

3 株 主 数 11,615名(前期比 1,450名減)

4 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
北川鉄工所みのり会	4,966 千株	5.19 %
株 式 会 社 広 島 銀 行	4,460	4.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,259	3.40
みずほ信託銀行株式会社	2,300	2.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,129	2.22
朝日生命保険相互会社	1,713	1.79
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,677	1.75
北川 鉄 工 所 自 社 株 投 資 会	1,634	1.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,620	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,559	1.63

- (注) 1. 持株比率は自己株式(755,785株)を控除して計算しております。
  - 2. 自己株式に、当社が「株式給付信託(従業員持株会型)」(ESOP)制度導入において設定した、 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)所有の当社株式188,000株を含めております。
  - 3. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。
- 5 その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。
- Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

# IV 会社役員に関する事項

# 1 取締役及び監査役の状況(平成28年3月31日現在)

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職の状況
北	ЛП	祐:	治	代表取締役社長	KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役会長 北川冷機株式会社代表取締役社長 株式会社吉舎鉄工所代表取締役社長 株式会社ケーブル・ジョイ代表取締役社長 上海北川鉄社貿易有限公司董事長 北川(瀋陽)工業機械製造有限公司董事長 府中商工会議所会頭
北	Щ	!	宏	代表取締役副社長 素形材事業本部長	KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.代表取締役社長
北	Щ	日出	夫	取締役 常務執行役員 経営管理本部長	
佐	藤	;	靖	取締役 執行役員 東日本統括 兼素形材事業本部 素形材事業部東京工場長	
畑	島	敏	勝	取締役 執行役員 開発本部長	
福	永	喜久	男	取締役 顧問	
沼	田		治	取締役	
藤	井	<u> </u>	裕	取締役	広島トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 トヨタL&F広島株式会社代表取締役会長
河	村	光	<u>-</u>	常勤監査役	
武	田	康	裕	監査役	株式会社マネジメントサーブ代表取締役社長 一般社団法人脳力開発機構代表理事
内	田	雅	敏	監査役	北川精機株式会社代表取締役専務

- (注) 1. 取締役沼田治氏、藤井一裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 2. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
  - 3. 監査役河村光二氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 当社は、沼田治氏、藤井一裕氏、武田康裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 5. 福永喜久男氏は、平成28年3月31日付で取締役を辞任しております。

#### 2 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成27年6月26日開催の第105期定時株主総会で定款を変更し、非業務執行取 締役及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当定款に基づき社外取締役及び監査役全員と、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。

# 3 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

区分	人数	報酬等の額
取締役	8名	166百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(7百万円)
監査役	3名	23百万円
(うち社外監査役)	(3名)	(23百万円)
合計	11名	190百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額 500百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議をいただいております。
  - 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額 50百万円以内と決議をいただいております。
  - 4. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額 38百万円(取締役7名に対して 33百万円、監査役3名に対して 4百万円)が含まれております。

# 4 社外役員に関する事項

# (1) 取締役

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役藤井一裕氏は、広島トヨタ自動車株式会社の代表取締役社長及びトヨタ L&F広島株式会社代表取締役会長であります。当社は広島トヨタ自動車株式会社及 びトヨタL&F広島株式会社との間に製品等の購買取引があります。なお、両社に対 する取引金額は当期連結売上高の0.1%未満であり、僅少であります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役沼田治氏は、就任後、当期開催した取締役会12回全てに出席しております。

社外取締役藤井一裕氏は、就任後、当期開催した取締役会12回のうち8回に出席 しております。

各社外取締役は、グローバルな事業経営及び管理・運営業務など豊富な業務経験と 知見を有しており、取締役会において、客観的・専門的な視点から経営全般にわたり 意見を述べるなど種々発言を行っております。 ③ 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額該当事項はありません。

#### (2) 監査役

① 重要な兼職先と当社との関係

武田康裕氏は社外監査役であり、株式会社マネジメントサーブ代表取締役社長及び一般社団法人脳力開発機構代表理事であります。株式会社マネジメントサーブ及び一般社団法人脳力開発機構と当社との間に特別の取引関係はありません。

内田雅敏氏は社外監査役であり、北川精機株式会社代表取締役専務であります。北川精機株式会社と当社との間に特別の取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

監査役河村光二氏は、当期開催した取締役会15回全てに出席し、また、当期開催 した監査役会14回の全てに出席しました。

監査役武田康裕氏は、当期開催した取締役会15回全てに出席し、また、当期開催 した監査役会14回の全てに出席しました。

監査役内田雅敏氏は、当期開催した取締役会15回全てに出席し、また、当期開催 した監査役会14回の全てに出席しました。

各監査役は、取締役会において、取締役の意思決定の適法性、妥当性を確保するための発言を適宜行っております。

また監査役会において豊富な経験と高い識見に基づいて、適宜必要な発言を行っております。

③ 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額該当事項はありません。

# V 会計監査人の状況

#### 1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### 2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

51百万円 51百万円

- (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
- (注) 1. 当社監査役会は、取締役及び経理部ならびに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取等を通じて、会計監査人の職務の執行状況、監査計画の内容、報酬の見積根拠等を検討し、総合的に勘案した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、同意を行っております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年 度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 3. 当社の重要な在外子会社であるKITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.、KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.、北川(瀋陽)工業機械製造有限公司、上海北川鉄社貿易有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

# 3 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金 に係る特例の認定の申請をするために業務契約を締結しております。

# 4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、当社監査役会は、会計監査人の独立性や信頼性その他の職務の実施に 関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不 再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提 出いたします。

# VI 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### 1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役及び従業員の行動規範としてキタガワ企業行動憲章及びキタガワ自主行動基準を定め、これを遵守する。
- (2) 取締役会の運営については取締役会規程に定められており、月1回の定例取締役会の開催と、必要に応じた臨時取締役会の開催によって、相互の意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、監査役の監査対象になっている。
- (3) 取締役会は、内部統制システムの基本事項及び重要事項を決定し、その構築、維持、向上を推進するとともに、その下部組織としてコンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンスに関する個別の課題について協議、決定を行うとともにコンプライアンスプログラムの策定及び進捗状況の管理を行う。
- (4) 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会にて報告するものとする。なお業務の適正を確保するための組織規程及び事務関係手続規程の各種制度は取締役の行為にも向けられており、その整備、確立も取締役の法令違反行為の抑制、防止に寄与するものである。
- (5) 当社は相談通報体制を設け、取締役、従業員が社内外においてコンプライアンス違反行為が行われたり、行われようとしていることを知ったときには、総務部長、常勤監査役または顧問弁護士に通報しなければならないこととする。会社は通報者に対して不利益な扱いを行わない。
- (6) 監査役は当社の法令遵守体制及び相談通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

# 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存を行う。また情報の管理については内部情報管理規程を定めて対応し、個人情報については個人情報保護規程に基づき厳格に管理を行う。

#### 3 損失の危険に関する規定その他の体制

当社を取り巻くリスクとして、経営環境動向、法律対応、製品品質、販売及び調達価格、 海外取引、天災事変等、さまざまな事業上のリスクが想定される。

全取締役及び全執行役員を委員とするリスク管理委員会を組織し、全社のリスク管理にあたり、業務執行に係るリスクを認識するために、部門ごとにリスク管理委員会を設ける。総体的な経営リスクについては、各部門会議、取締役会、経営会議にて分析対応を検討し管理する。不測の事態が発生したときは社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含んだアドバイザリーチームを組織して迅速に対応し、損害の発生防止及びその極小化に万全を図る。

# 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款、取締役会規程に定める取締役会付議事項の審議を行う。

取締役の経営意思決定機能と業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会において業務の執行状況を報告、確認し、取締役会の決定事項を効率的かつ効果的に執行する。

# 5 当社及び当社子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループは、キタガワ企業ビジョンを共有し、すべての企業グループに適用する キタガワ企業行動憲章及びキタガワ自主行動基準をもとに各社で諸規程を定めて業務の運営 を行う。

年度毎に当社経営基本方針を周知し、当社意向の徹底と問題の共有を行い、毎月の当社取締役会においても当社企業グループの状況把握と対策を協議する。当社子会社は定期的に各々の取締役会を開催し、重要案件の審議を行い、結果を当社に報告する。当社子会社は社長もしくは工場長等をコンプライアンス担当責任者として、コンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスに関する取り組みを行う。当社コンプライアンス委員会は当社子会社のコンプライアンス担当責任者に指導、指示を行う。また当社グループは相談通報体制を設けており、当社子会社の取締役、従業員にコンプライアンス違反があったとき、行われようとしていることを知ったときには、当社グループの相談通報窓口に通報しなければならないこととする。併せて、グループ各社は社長もしくは工場長等をリスク管理担当責任者として、リスク管理体制を構築し、リスク管理に関する取り組みを行う。本社リスク管理委員会は、各社のリスク管理担当者に指導、指示を行う。

# 6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社には、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役から要請があった場合は、直ちに監査役の業務補助のために監査役補助者を任命することとする。監査役補助者は 監査役の指揮、命令の下で職務を遂行し、その人事については監査役会との協議により行う。

#### 7 当社監査役への報告体制を確保する体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員(これらの者から報告を受けた者を含む。)は、各社の業務または業績に重要な影響を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、直ちに当社監査役に報告する。当社企業グループは、通報者に対して不利益な扱いを行わない。また、当社監査役はいつでも必要に応じて当社企業グループの取締役、従業員に対して報告を求めることができる。

### 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、取締役会はもとより経営会議をはじめ全ての重要会議に自由に出席して、意思決定の過程及び業務の進捗状況を把握するとともに、状況の説明を求めることができる。 監査役が職務執行に対し、費用、債務の請求を行った場合、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用、債務の支払いを行う。

# 9 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力が当社企業グループの活動に関与し、影響を与えることへの防止を図るため の反社会的勢力排除に向けた基本方針を次のとおり定め取り組む。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。
- (2) 反社会的な活動や勢力の威嚇には警察・弁護士等と連携して立ち向かう。
- (3) 自治体(都道府県)が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

#### 10 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

①職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会及び経営会議等は、取締役6名、社外取締役2名、執行役員8名で構成され、 社外監査役3名も出席しております。取締役会12回、臨時取締役会3回、定款の規定に基 づく書面決議2回、経営会議2回を開催し、各議案についての審議、業務遂行の状況等の 監督を行い、活発な意見交換がなされ、意思決定及び監督の実効性の確保を行っておりま す。

②損失の危険に関する管理、取り組み状況

主要な損失の危機について、当社では法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的として、社長を委員長とし全取締役、全執行役員を委員とする「キタガワコンプライアンス委員会」を設置しており、委員会を3回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案等、協議しております。また、コンプライアンス推進体制を構築し、各部門ごとにコンプライアンス推進担当者の選任を行い、コンプライアンス推進会議を開催し、啓蒙活動の徹底等を行っております。コンプライアンス事務局は、当社及び子会社の全社員を対象とした研修や階層別の研修を実施、コンプライアンスに関する冊子の配布、コンプライアンス便りの毎月配信等を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行ってまいりました。

また、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となるようにすることを目的として、全取締役及び全執行役員を委員とするリスク管理委員会を開催しました。また、各事業部門ごとに部門別リスク管理委員会を開催し、各事業部門でのリスクの洗い出しと情報共有を図り、そのリスクに関する対応について検討を行ってまいりました。

③当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保に対する取り組み状況

子会社につきましては、当社の企業理念、基本方針を共有し、各社で諸規程を定めて業務の運営を行っております。当社取締役会にて子会社の業務執行状況の報告と対策を協議し、子会社の取締役会に出席するなど、業務執行の監督を行っております。重要な執行案件は、当社の取締役会又は、社長の承認を得る手続きを定め運用しております。また、内部統制システム全般の整備、運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし改善を進めております。監査役は、一部の子会社の取締役会への出席、子会社への往査等を通じて監査を行っております。

④監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況

監査役会は、14回開催し、監査に関する重要な事項の報告を受け、協議・決議を行っております。

監査役は取締役会、経営会議等への出席、取締役からの説明の聴取等を通じて、当社の内部統制の構築及び運用の状況について確認を行うとともに、必要に応じて意見を表明しております。また、会計監査人、内部監査部門と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めております。

⑤反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

反社会的勢力に対する基本方針をキタガワ自主行動基準に明記するとともに、コンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力との一切の関係遮断について周知を図っています。

# Ⅶ 株式会社の支配に関する基本方針

#### 1 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主が買付の条件等について 検討するための充分な時間や情報を提供しないもの等、株主共同の利益を毀損するものもあ りえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

# 2 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

(1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、より多くの投資家の皆様に末永く継続して投資いただくため、当社グループの 企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取組みとして、下記(ア)の経営理念を掲 げ経営にあたっております。また、これと並行して、下記(イ)のとおり、コーポレート ガバナンスの強化、充実に取組んでおります。

(ア) 当社グループの経営理念

当社グループは、企業価値の源泉として4つの価値観を定め、事業活動における全ての行動および全ての判断の基準として用いています。

- ①お客様第一主義(お客様の喜びを我々の喜びとする)
- ②素直な心と勇気 (素直な心を尊び勇気ある行動を敬う)
- ③社員満足(自律した活力あるリーダーを育成する)
- ④イノベーション (技術を誇り未知なる世界に挑戦する)
- (イ) コーポレートガバナンスの整備
  - ①行動規範

当社では、コンプライアンスの基本として、取締役をはじめ従業員に対し、行動規範としてキタガワ企業行動憲章およびキタガワ自主行動基準を定め、これをグループ全体で遵守しています。

②経営機構

取締役会規程を定め、月1回の定例取締役会の開催と、必要に応じた臨時取締役会の開催によって、相互の意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令定款違反行為を未然に防止しています。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針および分担に従い、監査役の監査対象としています。

#### ③内部統制システム

キタガワグループ全体の企業活動の適正を確保する体制として、取締役会は、内部 統制システムの基本的事項および重要事項を決定し、その構築、維持、向上を推進す るとともに、下部組織としてコンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス に関する個別の課題について協議、決定を行うとともにコンプライアンスプログラム の策定および進捗状況の管理を行っています。

さらに、リスク管理委員会を組織し、全社のリスク管理を行っています。特に、内部統制には推進組織を設けて、規程、規則、標準等決められたことは厳しく守る風土作りを小まめに築き上げる活動を進めています。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取組んでおり、これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

# (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、上記基本方針を実現するため、平成20年6月27日開催の第98期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(買収防衛策)(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為(市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。)を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めております。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するため に必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会 の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を 当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検 討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行 い、公表することとします。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。

このように、対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間を設定し、当該期間中に当社株主総会を開催することとします。

従いまして、大規模買付行為は、株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間、株 主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間の経過後、 開始されるものとします。

本プランは、平成26年6月24日開催の第104期定時株主総会において株主の皆様のご 承認により継続しており、その有効期限は平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終 結の時までとなっております。

#### (3) 具体的取組に対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、本プランは、以下の理由により上記1の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しております。

③株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年6月24日開催の第104期定時株主総会において、株主の皆様のご意思をご確認させていただきましたことから、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

④独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

⑤デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

本件の詳細につきましては、当社ホームページにその開示資料を掲載しておりますのでご参照ください。(http://www.kiw.co.jp/ir/pdf/2014-04-kabusiki.pdf)

<sup>(</sup>注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

	科	F	]		金 額		科		E			金額
	(資 産	の	部)			(	(負	債	の	部)		
流	動	資		産	34,095	流	動	i	負		債	20,034
現	金及	なび	預	金	8,844	支	払 手	形 及	び	買 掛	金	8,276
受	取手形	及び	売 掛	金	15,591	短	期	借	:	入	金	3,623
商	品 及	なび	製	品	4,149	1	年 内	返	済 子	定	0)	3,184
仕		掛		品	2,767	長	期	借		入	金	3,104
原	材料	及び	貯 蔵	品	1,611	IJ	_	ス		債	務	157
繰	延税	金	資	産	371	未	払	法	人	税	等	623
そ		の		他	775	賞	与	引		当	金	604
貸	倒	引	当	金	△14	役	員	賞 与	- 引	当	金	38
固	定	資		産	31,398	そ		の			他	3,524
有	形 固	定	資	産	26,046	固	定	<u>;</u>	負		債	14,984
建	物 及	び積	<b>築</b>	物	5,500	長	期	借		入	金	9,031
機	械 装 置	及び	運 搬	具	13,782	リ	_	ス		債	務	425
土				地	3,773	環	境	対 策	引	当	金	221
リ	_	ス	資	産	555	退	職給	付に	係	る負	債	5,149
建	設	仮	勘	定	1,965	そ		の			他	155
そ		の		他	469	負	債	Ì	合		計	35,018
無	形 固	定	資	産	453		(純 賞	産	の	部)		
投	資その	)他(	の資	産	4,898	株	主		資		本	28,370
投	資 有	<b>i</b> 価	証	券	3,031	資		本			金	8,640
繰	延移		資	産	371	資	本	剰		余	金	5,113
退	職給付	に係	る資	産	1,220	利	益	剰		余	金	14,761
そ		0)		他	338	自	į	己	株		式	△144
貸	倒	引	当	金	△63	その	他の	包括	利 益	累計	額	1,637
						そ	の他有	価証え	券評値		金	1,169
						為	替換	算	調整	と 勘	定	1,622
						退〕	職給付	に係る	る調素	整累言	十額	△1,154
						非	支 配	株	主	持	分	467
						純	資	産	1	合	計	30,476
資	産	合		計	65,494	負債	責 及で	び純	資源	産 合	計	65,494

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目		金	額
<b>一</b>	高		52,732
売 上 原	価		41,750
売 上 総 利	益		10,982
販売費及び一般管理	費		6,082
営業利	益		4,899
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	62	
受取利受取配当持分法による投資利	金	69	
	益	5	
不 動 産 賃 貸	料	51	
ス ク ラ ッ プ 売 却 そ の	益	92	
	他	137	418
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	155	
売 上 割	引	28	
売 上 割	損	1,156	
	他	29	1,370
経常利	益		3,948
特 別 利	益		
固 定 資 産 売 却	益	164	
補 助 金 収	入	41	206
特別損	失		
固 定 資 産 除 却	損	59	59
税金等調整前当期純利	益		4,094
法人税、住民税及び事業	税	1,086	
法 人 税 等 調 整	額	256	1,342
当 期 純 利	益		2,752
非支配株主に帰属する当期純利			119
親会社株主に帰属する当期純利	益		2,633

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

								株	主	資		本	
					資	本	金	資本剰余金	利益	剰余金	自	己株式	株主資本合計
当	期	首	残	高		8,	640	5,113		12,608		△174	26,187
当	期	変	動	額									
剰	余	金	の j	配当						△479			△479
親	会社株主	に帰属す	する当期	期純利益						2,633			2,633
自	己 ;	株 式	の	取 得								△5	△5
自	己 ;	株 式	の	処 分								35	35
株当	主資用	本 以 タ 変 動		頁目の (純額)									
当	期変	動	額	合 計				_		2,153		30	2,183
当	期	末	残	高		8,	640	5,113		14,761		△144	28,370

						その他の包括				
					その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当	期	首	残	高	1,491	1,211	117	2,820	347	29,356
当	期	変	動	額						
剰	余	金	の配	当						△479
親会	会社株主	上に帰属	する当期線	柯益						2,633
自	己	株 式	の取	得						△5
自	己	株 式	の処	分						35
株当	主資期	本以夕変 重		目 の 純額)	△322	410	△1,271	△1,183	119	△1,063
当	期 変	变 動	額合	計	△322	410	△1,271	△1,183	119	1,119
当	期	末	残	高	1,169	1,622	△1,154	1,637	467	30,476

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

TN D		tyl 🗀	(単位・日月円)
科 日   (次 立 の が)	金 額	村 日	金 額
確金形権金品品品用産他金産産物物置具品地産定産権ア他産券式金金金等用用産金形権金品品品用産他金産産物物置具品地産定産権ア他産券式金金金等用用産金形権金品品品用産他金産産物物置具品地産定産権ア他産券式金金金等用用産金形権金品品品用産金産産物物置具品地産定産権ア他産券式金金金等用用産金形権金品品品用産金産産物物置具品地産定産権ア他産券式金金金等用用産金形権金品品品用産金産産物物置具品地産定産権ア他産券式金金金等用用産金形権金品品品用産金産産物物置具品地産定産権ア他産券式金金金等用用	金 31,546 6,620 2,677 4,327 8,699 3,819 2,570 966 33 276 2,092 △539 30,320 12,330 2,779 153 5,089 29 311 3,071 475 419 354 222 117 13 17,635 2,829 5,361 2 15 7,672 12 6	情形務金金務金用等等金金益金金形債金務債金金他計   本金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	金 19,148 1,888 3,902 2,398 3,591 3,184 128 925 346 496 281 775 266 0 561 38 361 13,817 9,031 370 114 3,872 221 205 32,965 27,731 8,640 5,109 5,080 28 14,126 997 13,128 506
前 払 年 金 費 用 関係会社長期未収入金 で の 他 投資 損 失 引 当 金 貸 倒 引 当 金	1,634 1,048 131 △486 △592	別 途 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 評 価 ・ 換 算 差 額 等	506 3,700 8,921 △144 1,169
		その他有価証券評価差額金	1,169
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(100	純 資 産 合 計	28,900
(注) 乳粉入類は五下四十巻と切り	61,866	負債及び純資産合計	61,866

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

科目		金	額
売 上	高		46,159
売 上 原	価		36,763
売 上 総 利	益		9,395
販売費及び一般管理	費		5,483
営 業 利	益		3,912
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	313	
受 取 配 当	金	525	
受   取   配   当     不   動   産   賃   貸	料	89	
スクラップ売却	益	25	
その	他	136	1,090
営 業 外 費	用		
支払利	息	167	
売 上 割	引	28	
為 替 差 そ の	損	1,110	
	他	36	1,342
経常利	益		3,660
特 別 利	益		
固定資產売却	益	164	
補 助 金 収	入	41	206
特 別 損	失		
固定資產除却	損	40	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入		486	526
税引前当期純利	益		3,339
法人税、住民税及び事業		826	
法 人 税 等 調 整	額	258	1,084
当期     純利       (注)     記載を短け五五田土港を担格ママま	益		2,254

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

								株		主	資		本		
					次	-#-	<u> </u>			資	本	剰	余	金	
					資 本		金	資 本	準	備 金	その作	也資本	剰余金	資本剰	余金合計
当	期	首	残	高			8,640			5,080			28		5,109
当	期	変	動	額											
月	E 縮 記	帳積立	金の	積立											
月	E縮記	帳積立	金の	取崩											
乗	余	金	の 酉	己当											
= 7	í 其	月純	利	益											
É	己	株 式	の !	取得											
É	己	株 式	の :	処 分											
杉当		本以外変 動	の項 額	i 目 の (純額)											
当	期	変動	額(	合 計			_			_			_		_
当	期	末	残	高			8,640			5,080			28		5,109

								(.	単位:百万円)
						株	主 資	本	
						利	益 剰 余	金	
						その	他利益剰多	余 金	利益剰余金
					利益準備金	圧縮記帳  金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
当	期	首	残	高	997	514	3,700	7,139	12,351
当	期	変	動	額					
圧	語 縮 記	帳積式	立金の私	責 立		4		△4	
圧	縮記	帳積式	立金の耳	仅 崩		△12		12	
剰	余	金	の配	当				△479	△479
当	í 期	純	利	益				2,254	2,254
自	1 己:	株式	の取	得					
自	1 己:	株式	の処	分					
株当		本 以 夕 変 動	トの項目 加額(約	目の 純額)					
当	期変	動	額合	計	_	△7	_	1,782	1,774
当	期	末	残	高	997	506	3,700	8,921	14,126

						株主	資本	評価・換	算差額等	
						自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当	期	首	列	È	刯	△174	25,926	1,491	1,491	27,417
当	期	変	動	ħ	額					
日	: 縮記	!帳 積	立 金	の積	立		_			_
月	: 縮記	!帳 積	立 金	の取	月崩		_			_
乗	余	金	の	配	当		△479			△479
= 7	í ț	月 紅	<b></b>	<b>i</b> [	益		2,254			2,254
É	己	株式	、 の	取	得	△5	△5			△5
É	己	株式	、 の	処	分	35	35			35
村当			外の 動 額	項 目 ( 純				△322	△322	△322
当	期	変動	額	合	計	30	1,805	△322	△322	1,482
当	期	末	列	ŧ	高	△144	27,731	1,169	1,169	28,900

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

株式会社 北川 鉄 工 所取 締 役 会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和泉年昭即 業務執行社員 公認会計士 福田真也即 第務執行社員 公認会計士 福田真也即

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北川鉄工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

株式会社 北川 鉄 工 所取 締役 会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意 見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手 続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。ま た、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

# 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」(会社法施行規則第118条第3号) についても、その内容を検討いたしました。
    - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日 企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する 基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行 規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を 損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

株式会社北川鉄工所 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 河村光二 ⑩

監査役(社外監査役) 武田康裕卿

監査役(社外監査役) 内田雅敏®

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、将来の事業展開および経営体質の強化のため内部留保の充実を図りつつ、安定した配当を継続することを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績および今後の経営環境等を総合的に勘案 し、下記のとおり1株につき6円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式 1株につき金6円 総額575.641,470円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成28年6月27日

#### 第2号議案 株式併合の件

1. 併合の理由

全国証券取引所では、「売買単価の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の売買単位を、100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日までとされています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施したいと存じます。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。 なお、株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条及び第235条 の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応 じて分配いたします。

- 3. 株式併合の効力発生日 平成28年10月1日
- 4. 効力発生日における発行可能株式総数 30,800,000株
- 5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
  - (1)第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条を変更いたしたいと存じます。なお、第6条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)の変更に係る効力発生日は、平成28年10月1日といたしたいと存じます。

#### (2)変更の内容

(下線部は変更箇所を示す)

現行定款	変更案		
第2章 株 式	第2章 株 式		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>30,800</u> 万	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3,080</u> 万株		
株とする。	とする。		
(単元株式数)	(単元株式数)		
第8条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。		

### 第4号議案 取締役9名選任の件

取締役7名(北川祐治氏、北川宏氏、北川日出夫氏、佐藤靖氏、畑島敏勝氏、沼田治氏、藤井一裕氏)は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者	氏 名	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社株式の数					
番号	(生年月日)	並びに重要な兼職の状況						
		昭和58年9月   当社入社						
		平成3年6月 当社取締役						
		平成7年4月 当社常務取締役						
		平成 9 年 4 月 当社専務取締役						
		平成11年 4 月 当社代表取締役専務						
	きたがわ ゆうじ	平成13年4月 当社代表取締役社長						
	北州祐治	平成28年4月 当社代表取締役社長兼工機事業部長、現在に至						
	(昭和32年)	(昭和32年)						
	【4月1日生】	(重要な兼職の状況)						
1	北川冷機株式会社代表取締役社長							
	株式会社北川製作所代表取締役会長							
		株式会社ケーブル・ジョイ代表取締役会長						
		株式会社吉舎鉄工所代表取締役社長						
		上海北川鉄社貿易有限公司董事長						
		府中商工会議所会頭						
	【取締役候補者とし	L た理中】						
		来、北川鉄工所の要職を歴任し平成13年から社長(現職)を務める	るなど、北川鉄					
		業務経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・	・運営業務に関					
	する知見を有してお	り、引き続き取締役候補者としました。						

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	またがお	昭和56年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成9年4月 当社常務取締役 平成13年4月 当社代表取締役専務 平成21年4月 当社代表取締役副社長執行役員営業本部長 平成22年4月 当社代表取締役副社長 平成27年4月 当社代表取締役副社長兼素形材事業本部長、現在に至る (重要な兼職の状況) KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.代表取締役社長	116千株
	シコ子会社の社長を	た理田】 来、北川鉄工所の要職を歴任し平成21年から副社長(現職)を務め 兼任するなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の約 近で管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役的	Y営全般、グロ
3	<sup>・・**</sup> 川 日出夫 (昭和38年) (3月3日生)	昭和60年4月 当社入社 平成13年4月 当社住環境事業部長 平成16年10月 当社工機事業部長 平成17年6月 当社取締役工機事業部長 平成21年4月 当社取締役執行役員営業本部営業推進部長兼海外営業部長 平成22年4月 当社取締役執行役員中国事業準備室長 平成23年4月 当社取締役執行役員工機事業部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼 KITAGAWA(THAILAND)CO.,LTD.担当 平成28年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼 KITAGAWA(THAILAND)CO.,LTD.代表取締役会長、現在に至る (重要な兼職の状況) KITAGAWA(THAILAND)CO.,LTD.代表取締役会長	36千株
	役常務執行役員経営	 た理由】 来、工機事業部長、海外営業本部長、中国準備室長を歴任し、平成 管理本部長(現職)を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業績 ーバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、	8経験と、製造

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	Н	各歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	佐藤 靖 (昭和31年) (4月17日生)	昭和55年4月 平成15年10月 平成16年10月 平成21年6月 平成21年4月 平成22年4月 平成23年10月 平成27年4月	当社入社 当社総務部長 当社住環境事業部長 当社取締役住環境事業部長 当社取締役立体駐車場事業部長 当社取締役執行役員立体駐車場事業部長 当社取締役執行役員素形材事業部長 当社取締役執行役員太下材事業部長 当社取締役執行役員出向 KITAGAWA(THAILAND)CO.,LTD. 当社取締役執行役員東日本統括兼素形材事業本 部素形材事業部東京工場長、現在に至る	33千株
	から取締役執行役員	来、立体駐車場事 東日本統括(現職 ーバルな事業経営 。 昭和54年4月 平成18年4月	業部長、素形材事業部長、タイ子会社社長を歴任 注)を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務 及び管理・運営業務に関する知見を有しており、 当社入社 当社産業機械事業部開発部長	8経験と、製造
5	畑 島 敏 勝 (昭和29年) 9月25日生)	平成18年10月 平成20年4月 平成21年4月 平成22年4月 平成23年4月 平成27年6月 平成28年4月	当社開発部長 当社工機事業部技術部長 当社執行役員開発本部長 当社執行役員工機事業部長兼開発本部長 当社執行役員開発本部長 当社取締役執行役員開発本部長 当社取締役執行役員開発本部長 当社取締役執行役員開発本部長兼工機事業部副 事業部長、現在に至る	7千株
	員開発本部長(現職	来、技術部長、開 )を務めるなど、	発本部長、工機事業部長を歴任し、平成27年から 北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の 見を有しており、引き続き取締役候補者としまし	)経営全般、事

マース で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	富な経験及び幅広い知見を活かし、当社入社後は経理部長、経 養兼調達本部長(現職)を務めるなど、実力を発揮しており、当
金融機関で培われた豊富 を歴任し品質保証本部長兼 応しい経験と能力を有して 昭和! 平成. 〈 り も と かずまさ 平成. 栗 本 和 昌 平成:	富な経験及び幅広い知見を活かし、当社入社後は経理部長、経 養兼調達本部長(現職)を務めるなど、実力を発揮しており、当
平成: 平成: 平成: 平成: 平成: 平成:	和56年4月 当社入社 成21年4月 当社営業本部環境営業部部長 成22年4月 当社執行役員立体駐車場事業部長 成23年4月 当社執行役員立体駐車場事業部長兼営業部長 成24年4月 当社執行役員経営管理本部経営企画室長 成25年4月 当社執行役員開発本部副本部長 成26年4月 当社執行役員東京支店副支店長 成27年4月 当社執行役員東京支店副支店長 成27年4月 当社執行役員東京支店長、現在に至る 独27年4月 当社執行役員東京支店長、現在に至る

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	がまた 治治 沼 田 治 (昭 和 22 年) 7月13日生)	昭和47年4月 伊藤萬株式会社入社 平成14年6月 住金物産株式会社執行役員 平成16年4月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社取締役常務執行役員 平成19年4月 同社取締役専務執行役員 平成23年6月 同社代表取締役副社長 平成25年6月 同社特別顧問 平成26年6月 日鉄住金物産株式会社顧問 平成27年6月 当社取締役、現在に至る	—千株
		要職を歴任し、特にグローバルな事業経営及び管理・運営業務なる り、客観的・専門的な視点から、経営への助言を行っており、引き	
9	藤 井 一 裕 (昭 和 38 年) (12月20日生)	昭和61年4月 三井物産株式会社入社 昭和63年12月 広島トヨタ自動車株式会社入社 平成元年6月 同社取締役 平成元年8月 同社代表取締役社長、現在に至る 平成27年6月 当社取締役、現在に至る (重要な兼職の状況) 広島トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 トヨタL&F広島株式会社代表取締役会長	—千株
	【社外取締役候補者 自動車販売会社なる 験と知見を有してお 役候補者としました	どの要職を歴任し、グローバルな事業経営及び管理・運営業務なる り、客観的・専門的な視点から、経営への助言を行っており、引き	ビ豊富な業務経 き続き社外取締

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 宇田育造氏、栗本和昌氏の両氏は新任取締役候補者であり、沼田治氏、藤井一裕氏の両氏は社外取締役の候補者であります。
  - 3. 沼田治氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年、藤井一裕氏の同在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
  - 4. 当社は、平成27年6月26日開催の第105期定時株主総会で定款を変更し、非業務執行取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当定款に基づき社外取締役全員と、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。本議案どおり沼田治氏、藤井一裕氏の両氏が取締役に選任された場合、当該責任限定契約を継続いたします。
  - 5. 沼田治氏、藤井一裕氏の両氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

6. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会を通じての保有分を含めた、平成28年3月31日現在の状況を記載しております。なお、新任取締役候補者の宇田育造氏、栗本和昌氏の所有する当社株式は、従業員持株会を通じての保有分を含めた、平成28年3月31日現在の状況を記載しております。

### 第5号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査 役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び当社における地位 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数				
1	河 村 光 二 (昭和29年) (7月9日生)	昭和52年4月 株式会社広島銀行入行 平成17年4月 同行 府中支店長 平成19年10月 同行 監査部担当部長 平成20年6月 当社常勤監査役、現在に至る	17千株				
	【社外監査役候補者とした理由】 金融機関で培われた豊富な経験及び幅広い知見を活かし、当社経営の適切な監査を行っており、引き続き常勤社外監査役候補者としました。						
2		平成5年4月 三原国際情報専門学校副校長 平成8年9月 有限会社フューマンソーケン代表取締役社長 平成13年6月 当社監査役、現在に至る 平成15年8月 株式会社マネジメントサーブ代表取締役社長、現在に至る 平成27年6月 一般社団法人脳力開発機構代表理事、現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社マネジメントサーブ代表取締役社長 一般社団法人脳力開発機構代表理事 とした理由】 養務で培われた豊富な経験及び幅広い知見を活かし、当社経営の通社外監査役候補者としました。	5千株 近切な監査を行				

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び当社における地位 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数			
3	內 笛 雅 敏 (昭和38年) (10月27日生)	平成元年4月 マツダ株式会社入社 平成9年4月 北川精機株式会社入社 平成11年7月 同社 代表取締役専務、現在に至る 平成19年9月 当社仮監査役 平成20年6月 当社監査役、現在に至る (重要な兼職の状況) 北川精機株式会社代表取締役専務	5千株			
	【社外監査役候補者とした理由】 企業経営で培われた豊富な経験及び幅広い知見を活かし、当社経営の適切な監査を行っており、引 き続き社外監査役候補者としました。					

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 河村光二氏、武田康裕氏、内田雅敏氏の各氏は、社外監査役の候補者であります。 なお、当社は河村光二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け 出る予定です。
  - 3. 河村光二氏の当社社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年、武田康裕氏の同在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって15年、内田雅敏氏の同在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年10ヶ月であります。
  - 4. 当社は、平成27年6月26日開催の第105期定時株主総会で定款を変更し、監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当定款に基づき社外監査役全員と、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。本議案どおり河村光二氏、武田康裕氏、内田雅敏氏の各氏が監査役に選任された場合、当該責任限定契約を継続いたします。
  - 5. 内田雅敏氏は、平成28年7月1日に北川精機株式会社の代表取締役社長に就任予定であります。
  - 6. 監査役候補者の所有する当社株式は、平成28年3月31日現在の役員持株会を通じての保有状況を記載しております。

以上

〈メ	モ	欄〉				

〈メ	モ	欄〉				

# 第106期定時株主総会会場ご案内図

会 場 広島県府中市元町77番地の1

株式会社北川鉄工所本店事務所4階ホール

電話 0847-45-4560 (代表)

交通機関 JR (電車) …新幹線福山駅下車、福塩線乗りかえ

府中駅下車 徒歩15分

バス……中国バス福山・府中線

元町東下車 徒歩5分





